

100周年記念特別商品

第2弾

懸賞付定期預金

Anniversary

Anniversary

お取扱期間:令和8年10月1日(木)~令和9年3月31日(水)

※お取扱期間内であっても募集総額に達し次第、取扱を終了とさせていただきます。



1等

10万円×50本

2等

5万円×100本

3等

1万円×200本

※上記懸賞の当せん本数は、募集総額100億円から計算した最大当せん本数です。

※募集額10億円を1ユニットとし、1ユニットあたりの当せん本数は235本です。

100周年 特別賞

おこめ券 10枚
×2,000本



預入金額

10万円以上 1,000万円未満

適用金利

期間

店頭表示金利

1年

山梨信用金庫は2026年(令和8年)11月16日に創立100周年を迎えます。



あなたの、いちばんであるために、
山梨信用金庫

お取り扱い期間 令和8年10月1日～令和9年3月31日



100周年記念
懸賞付き定期預金

アニバーサリー
Anniversary

■商品案内

お預け入れ期間		・スーパー定期預金 1年 自動継続 ※自動継続日以降は抽せん権は付与されません。															
ご利用いただける方		・個人、個人事業主の方 ※当金庫に普通預金口座がある方															
お預入金額		・10万円以上 1,000万円未満 1円単位															
募集総額		・100億円 10ユニット（1ユニットあたり10億円 1ユニットあたりの当選本数235本） ※募集総額に達した時点で終了させていただきます。															
払戻し		・満期日以後に一括して払戻しいたします。															
お 利 息	適用金利	・店頭表示金利															
	利払方法	・満期日以後に一括して支払います。															
	計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算により計算いたします。 ・自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利を適用いたします。															
税金		令和19年12月31日までに受け取るお利息については復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。															
懸賞および 抽せん権		・10万円につき1本の抽せん権をお付けします。 ・1本の抽せん権での懸賞金の支払限度額は10万円（税引後79,685円）とします。 ・本定期預金の抽せん権は本定期預金に関わる抽せんのみに使用し、自動継続日以降は新たな抽せん権は付与されません。 1ユニット（10億円）あたりの懸賞および当せん本数は次のとおりといたします。 <table><tr><th>等 級</th><th>懸 賞 金</th><th>当 せ ん 本 数</th></tr><tr><td>1 等</td><td>100,000円（税引後79,685円）</td><td>5 本</td></tr><tr><td>2 等</td><td>50,000円（税引後39,843円）</td><td>10 本</td></tr><tr><td>3 等</td><td>10,000円（税引後7,969円）</td><td>20 本</td></tr><tr><td>100周年特別賞</td><td>おこめ券10枚</td><td>200 本</td></tr></table>	等 級	懸 賞 金	当 せ ん 本 数	1 等	100,000円（税引後79,685円）	5 本	2 等	50,000円（税引後39,843円）	10 本	3 等	10,000円（税引後7,969円）	20 本	100周年特別賞	おこめ券10枚	200 本
等 級	懸 賞 金	当 せ ん 本 数															
1 等	100,000円（税引後79,685円）	5 本															
2 等	50,000円（税引後39,843円）	10 本															
3 等	10,000円（税引後7,969円）	20 本															
100周年特別賞	おこめ券10枚	200 本															
抽せん日		令和9年9月10日（金） ※なお、抽せん日は諸般の事情により変更となる場合があります。															
当せん発表		当せん番号は抽せん日の翌営業日以降に店頭およびホームページに掲載します。															
懸賞（金）の 引渡し方法		・抽選により当せんしたおこめ券は、満期日以後に当せん者あて送付いたします。 ・懸賞金は、満期日以降に20.315%の税金を源泉徴収のうえ、あらかじめ指定を受けたご本人名義の普通預金口座へ入金いたします。 ・抽せん日前に解約した場合は抽せん権は失効します。 ・当せんされた場合、満期日前に解約した場合は、当せん権は失効といたします。 ・当せんした懸賞金の支払い有効期限は当初の満期日から1ヵ年といたします。															
付加できる特約事項		法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取り扱いができます。															
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。 1年定期 ・預入期間が6ヵ月未満の場合……………約定利率×30% ・預入期間が6ヵ月以上の場合……………約定利率×50%															
金利情報の入手方法		店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。															
参考事項		・通帳式定期、総合口座でのお取り扱い並びにATMによるお取扱いはできません。 ・元利自動継続のもので継続後の元金残高が1,000万円以上となる場合は、自動継続されません。 ・自動継続されない場合の預入期限以後の利息は、預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。															
苦情処理措置・ 紛争解決措置		■苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある本支店または本部コンプライアンス室 / お客様相談室（9時-17時、電話：0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほか全国しんきん相談所（9時-17時、電話：03-3517-5825）および関東地区しんきん相談所（9時-17時、電話：03-5524-5671）で苦情等のお申し出を受け付けております。 ■紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター並びに山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客様は、当金庫営業日上記コンプライアンス室 / お客様相談室または上記の全国しんきん相談所等へお申し出ください。															

◎詳しい内容については、窓口または担当者までお気軽におたずねください。